

## 総合評価審査委員会設置要領

裁判所が発注する工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を行うに際して、学識経験者の意見を聴くため、下記のとおり、最高裁判所事務総局経理局に総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第1 委員会の事務

委員会は、経理局長の諮問を受け、次に掲げる事項を審議する。

- 1 裁判所が発注する工事に関して策定する「総合評価方式の実施方針」に関すること
- 2 裁判所が発注する工事に関して策定する「総合評価方式に関する技術提案の評価方法（評価項目、評価基準及び得点配分等）」に関すること
- 3 裁判所が総合評価方式により発注する個々の工事における評価項目、評価基準の設定及び技術提案の評価・審査に関すること

### 第2 委員会の組織

- 1 委員会は、学識経験者3名、経理局営繕課首席技官及び経理局営繕課次席技官のうち1名の計5名の委員で構成する。
- 2 学識経験者は、人格及び識見に優れ、公正中立な立場を堅持し、客観的に技術提案の審査及び評価をすることができる者のうちから、経理局長が委嘱する。
- 3 委員長は、学識経験者のうちから委員の互選によりこれを定め、委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する
- 4 学識経験者の委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 学識経験者の委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 6 学識経験者以外の委員は、官職指定とする。
- 7 委員会は、委員の過半数をもって成立する。

### 第3 委員会の開催

- 1 定例委員会  
第1の1及び同2の事項に係る委員会（以下「定例委員会」という。）は、原則として、年1回開催する。
- 2 個別委員会  
第1の3の事項に係る委員会（以下「個別委員会」という。）は、工事の発注スケジュールに合わせ、相当な時期に開催する。

### 第4 委員の除斥

委員は、第1の3に掲げる事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

### 第5 秘密を守る義務

委員は第1の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その

職を退いた後も，同様とする。

## 第6 公表

経理局長は，相当な方法で次の事項を公表する。ただし，個別の入札契約手続に関する議事が行われたときは，当該入札契約手続の終了後に限り公表するものとする。

- 1 委員の氏名及び職業
- 2 委員会の議事の概要

## 第7 その他

- 1 委員会の庶務は，経理局営繕課において処理する。
- 2 この要領に定めるものの他，本委員会の運営に必要な事項は，委員会に諮って定めるものとする。

### 付 記

- (1) 平成19年度に委嘱された委員の任期については，第2の4の定めにかかわらず，平成21年3月末とする。
- (2) この要領は，平成19年10月19日から当分の間試行する。

### 付 記

この要領は，平成19年12月6日から当分の間試行する。

### 付 記

この要領は，平成20年5月28日から実施する。